

新・担い手三法について

～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課
令和元年7月

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるような予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的な措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

2. 建設現場の生産性の向上

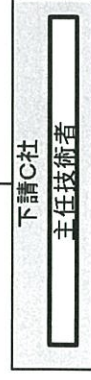
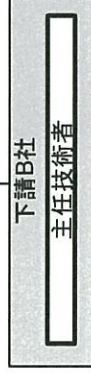
- (1) 監理技術者の専任の緩和・・・p.20
- (2) 技術検定制度の見直し・・・p.25
- (3) 主任技術者の配置義務の見直し・・・p.28
- (4) 建設資材製造業者等への勧告等・・・p.32
- (5) 知識及び技術又は技能の向上・・・p.35

2.(1)監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

【現 状】

- ・建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

工事1



工事2



【改正後】

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であつて主任技術者の資格を持つ者などとして検討中。

工事1



工事2



兼務可



＜条文＞建設業法第26条

○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

6 (略)

○監理技術者は、2現場（予定）の兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を適正に実施するため、

- ・当該建設工事の施工計画の作成
 - ・工程管理・品質管理その他の技術管理
- といった業務を引き続き担っている。

→監理技術者に求められる責務は従前と変わっておらず、これらの責務が適正に実施されるよう監理技術者を補佐する者を適切に指導することが求められる。

○建設業法

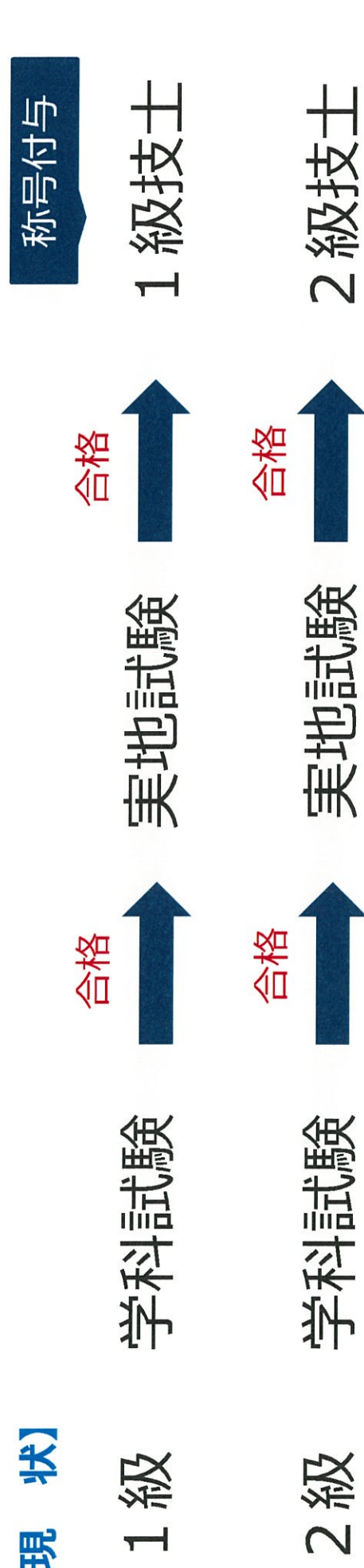
（主任技術者及び監理技術者の職務等）

第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

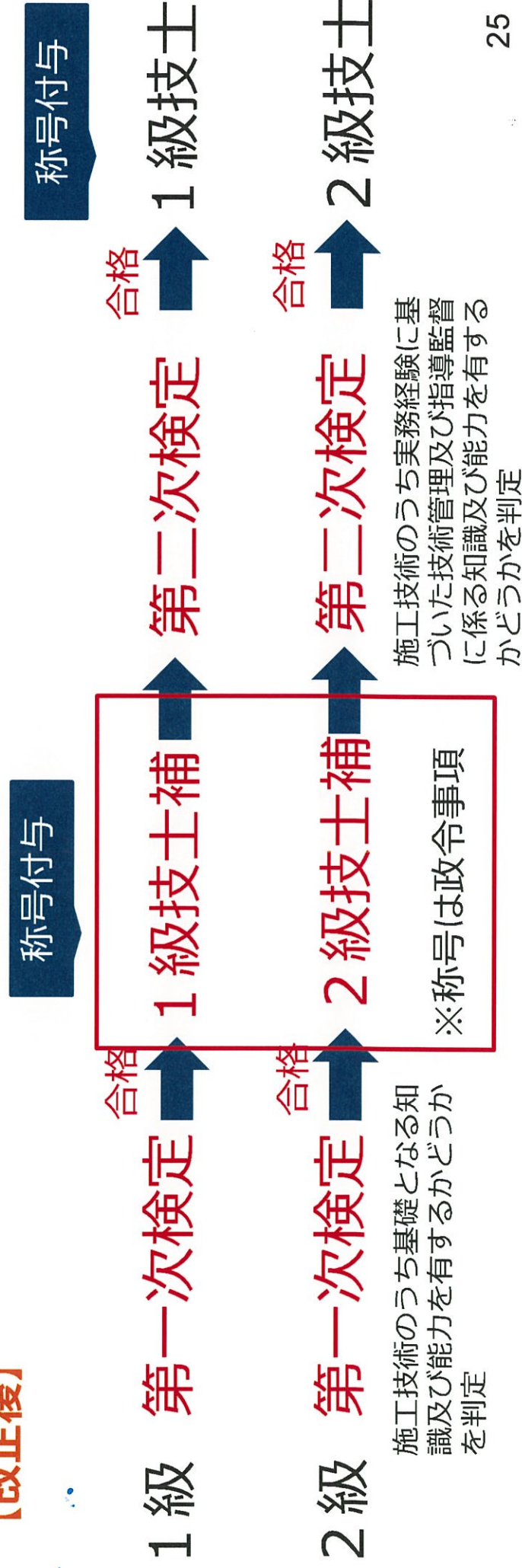
2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

2. (2) 技術検定制度の見直し(建設業法第27条)

【現 状】



【改正後】



技士補制度の創設

現行制度

技術検定

- 学科試験
- 実地試験

合格

技士

※いずれも合格

改定後(案)

技術検定

○第1次検定

合格

技士補

○第2次検定

合格

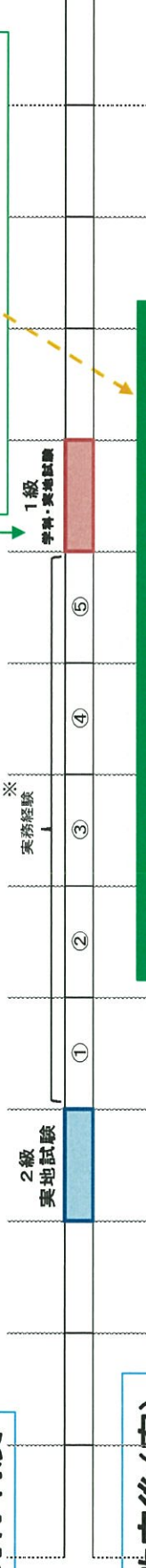
技士

※称号は政令改正事項

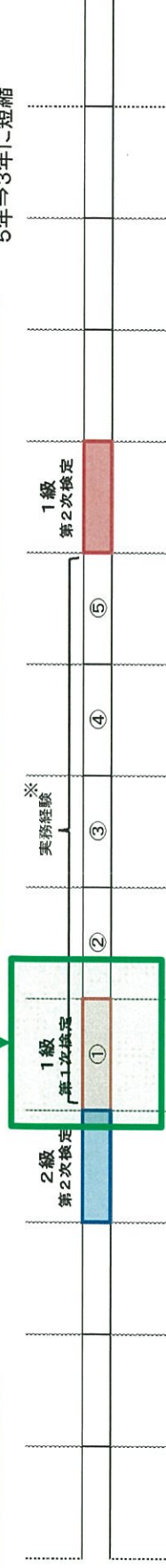
1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とすることを検討（政令改正事項）

現行制度



改定後(案)



※所定の実務経験を積んだ場合
5年⇒3年に短縮

＜条文＞建設業法第27条

○建設業法

(技術検定)

第二十七条 (略)

2 前項の検定は、これを分けて第一次検定及び第二次検定とする。

3 第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

4 第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う。

5 国土交通大臣は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する。
6 (略)

7 第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができる。